

令和三年度監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県教育委員会及び
広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百
九十九条第十四項の規定により、その内容を別冊のとおり公表する。

令和五年三月二十七日

広島県監査委員 緒方直之

同 桑木良典

同 奥兆生

同 川上俊幸